

火災はもちろん火災以外の事故から住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等を守り、安心づくりのお手伝いをいたします。

建物、家財、什器・備品、機械・設備、商品・製品が共済の対象となります。

※1 住宅物件：単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらの収容家財をいいます。
 ※1 普通物件：普通火災共済で、住宅物件および工場物件に該当しないものをいい、総合火災共済という非住宅物件も同様です。
 ※2 工場物件：作業員常時5人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する場合を工場物件といえます。

補償の内容		① 火災	② 落雷	③ 破裂または爆発	④ 風災・雹災・雪災*	⑤ 水災	⑥ 物体の落下・飛来・衝突	⑦ 水濡れ	⑧ 騒擾・集団行動などに伴う暴力行為、労働争議	⑨ 盗難	
共済の種類											
		失火やもらい火による火災 消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき	ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象の損害の額が20万円以上となったとき *1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。風災等支払方法拡充特約を付帯することにより、20万円未満の損害の額も補償の対象とすることができます。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき	建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき *工場物件の場合は航空機の墜落や付属品の落下、車両の衝突等で共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき	給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき *工場物件の場合は給排水設備の事故による漏水、放水、溢水によって損害が生じたとき	デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき *工場物件の場合は共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき	家財や設備・什器等の盗難、または盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊されたり、汚されたりしたとき *預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき	
共済の種類によってお支払いする損害共済金 下表の○×△について：○…補償されます ×…補償されません △…水害共済金補償特約を付帯した場合に補償されます											
住宅・普通物件 ^{※1}	総合火災共済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	普通火災共済	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
工場物件 ^{※2}	普通火災共済	○	○	○	○	△	○	○	○	×	
共済金をお支払いできない主な場合		●地震、噴火、津波を原因とする損害		●落雷により停電したために生じた溶融、腐食の損害		●水道管等の凍結による破裂損害		●損害の額が20万円未満のとき* ●窓や戸の閉め忘れによる雨、風、雹、雪等の吹き込みによる損害 ●融雪水の漏入、凍結、融雪洪水、除雪作業による事故 *損害の認定は1敷地内ごとに、共済の対象すべてについて一括して行います。		●普通物件は地盤面より45cm以上の浸水がないとき ●住宅物件は地盤面より45cm以上の浸水があった場合でも床上浸水とならないとき* *床上浸水とは、居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。 ●地震を原因とする津波による損害	
●共済の対象の欠陥 ●自然の消耗もしくは劣化 ●ねずみ食い、虫食い等 ●機能の喪失または低下を伴わない損害		●被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害		●共済の対象が商品である場合の盗難による損害 ●現金・預貯金証書の損害について生活用の場合は家財、業務用の場合は什器・備品等のご契約がないとき ●共済の対象である動産が屋外にある場合に生じた盗難による損害		●雨、雪、あられ、砂塵、煤煙その他これらに類する物の落下、飛来、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいって落石を除く)による損害 ●共済契約者または被共済者が所有または運転する車両等の衝突または接触による損害		●給排水設備自体に生じた損害の修理費用 ●自室の水道の蛇口の締め忘れによって生じた自室の共済の対象の水濡れによる損害		●共済の対象である動産が屋外にある場合に生じた盗難による損害	
①～⑨の補償にプラスしてお支払いする費用共済金 下表の○×について：○…お支払いします ×…お支払いしません											
臨時費用		○	○	○	○	×	○	○	○	×	
残存物取片づけ費用		○	○	○	○	×	○	○	○	×	
失火見舞費用		○	×	○	×	×	×	×	×	×	
修理付帯費用		○	○	○	×	×	×	×	×	×	
損害防止費用		○	○	○	×	×	×	×	×	×	

費用共済金のお支払い方法

地震火災費用共済金

地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とした火災で半焼以上の損害が生じたときは、共済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに300万円を限度としてお支払いします。
 *家財は収容建物が半焼以上か、家財が80%以上の損害のとき
 *家財以外の動産は、収容建物が半焼以上のとき
 *工場物件は2,000万円を限度とします。

臨時費用共済金

①～④、⑥～⑨の事故の場合、損害共済金の30%を臨時の費用としてお支払いします。
 *1事故につき1敷地内ごとに下記に掲げる額が限度です。
 ●住宅物件…100万円
 ●普通物件…500万円
 ●工場物件…500万円
 *新価共済特約・価額協定共済特約を付帯した場合は損害共済金の10%を臨時の費用としてお支払いします。その場合の限度額は物件種別にかかわらず、100万円が限度です。

残存物取片づけ共済金

①～④、⑥～⑨の事故の場合、残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合にその実費をお支払いします。
 *損害共済金の10%が限度です。

失火見舞費用共済金

①または③の事故で、他人の所有物に損害を与えたとき被災世帯の数×20万円をお支払いします。
 *1事故につき共済金額の20%が限度です。

修理付帯費用共済金

①～③の事故による損害の復旧にあたり、当組合の承認を得て支出した必要かつ有益な費用の実費をお支払いいたします。住宅物件および普通物件、工場物件の居住部分は対象となりません。(例：仮店舗の賃借費用)
 *1事故につき1敷地内ごとに共済金額の30%または下記の額のいずれか低い額が限度です。
 普通物件…1,000万円
 工場物件…5,000万円

損害防止費用

①～③の事故で、損害の防止、軽減のために支出した費用をお支払いします。ただし「普通火災共済」の普通物件で契約し、全損の場合は対象となりません。(例：消火薬剤再取得費用)
 *共済金の算出は、
 ①火災②落雷③破裂または爆発の算出方法と同じです。

屋外設備・装置、アーケード等および野積みの動産は総合火災共済の対象とはなりません。

総合火災共済、普通火災共済は時価比例払いです。専用住宅、併用住宅には新価実損払いの新総合火災共済をご検討ください。